

# 具体的な事例から学ぶ

No. 19

発行：山口県教育委員会

令和5年6月19日

～考えよう！自分のこととして～

## 1 テーマ 「職務に専念する義務」について

公務員には、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務に専念しなければならない義務が課されています。公務員の「職務に専念する義務」について、あらためて考えてみましょう。

### 【地方公務員法第35条】

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## 2 職務に専念する義務に違反する事例

**事例1** 職員Aは、約1年間にわたり、勤務時間中に約100回（約250時間）、趣味のアウトドアやスポーツ関連の動画などをインターネットで閲覧していた。

**事例2** 教員Bは、研修先から電車で帰る途中（勤務時間内）に、自分のスマートフォンでSNSにアクセスし、研修内容について個人的な意見を書き込み、発信した。（教員Bは、日常的に、勤務時間内にSNSへの様々な書き込みを行っていた。）

**事例3** 教員Cは、半年間にわたり、自身が開設するブログにおいて、ブログ記事の一部作成及び更新を勤務時間内に行っていた。

**事例4** 教員Dは、勤務時間中に自分のスマートフォンやパソコンを使ってゲームをしていた。

## 3 関連事項等についても確認しておきましょう

### ■ 公務用パソコンの使用について

#### ○ 山口県教育委員会情報セキュリティポリシー（令和2年10月16日）

##### 第6 人的セキュリティ

##### 1 教職員等の遵守事項

##### ② 業務以外の目的での使用の禁止

教職員等は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、教育情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

### ■ SNSの利用について

SNSの利用については、勤務時間内に使用しないこと以外にも、教育公務員として以下の点にも留意しましょう。

#### ・ 信用失墜行為の禁止[地方公務員法第33条]

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### ・ 秘密を守る義務[地方公務員法第34条第1項]

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## 4 チェック☑

- 勤務時間中に公務用パソコン又は自分の携帯端末を使って、職務と関係のないウェブサイトを開覧していませんか。
- 勤務時間中に個人的に利用しているSNSへの書き込みをしていませんか。
- 勤務時間中に職務と関係のないことを行っていませんか。